

ペルーの刑事手続とフジモリ政権下での「司法改革」

——ペルーにおける「憲法構造」の規範／実態的把握のための予備的考察——

川畑 博 昭

はじめに

とりわけ冷戦終結後、世界の至るところで様々な「構造改革」の必要性が唱導されるなかで、「司法」もまた当該「改革」の対象から自由ではありえなかった。日本国内においても、「司法制度改革」と称して、法科大学院の設置やそれに連なる司法試験制度の改革、さらにはいわゆる「裁判員制度」の導入などの一連の「改革」が既に実施され、あるいは今後予定されている^(一)。大雑把に言って、そうした「改革」の正当化根拠としてしばしば引き合いに出されてきたのが、国民の「理解」を「促進」し、その「信頼」を「向上」させるための「国民の司法参加」という理念であった^(二)。国外に目を転じれば、二〇〇三年に国際刑事裁判所(ICC)が既設の国際司法裁判所(ICJ)のあるオランダ・ハーグに併設され、伝統的には主権国家内の問題として扱われてきた「人権」保障の問題が国際的次元で扱われる体制がよりいっそう整備されるなど、さらなる「人権の国際化^(三)」を促進する現象が見られる。

こうした世界的規模での「司法改革」の趨勢のなかで、本稿は比較法的な視座を基底に据えつつ、一九九〇年から二〇〇〇までのペルー・フジモリ政権下で着手された「司法改革」の政治的意味と法的意義を、とりわけ通常の警察力を以って是对応困難なテロの存在の下での「刑事手続」という人権保障の制度と実態とを対置させることによって、

ペルーの「憲法構造」の一側面に光を当てようとする試みである。すなわち、ペルーの統治構造上、大統領のリーダーシップを中心とする体制の下で対テロ政策や「司法改革」が進められるにせよ、こうした大統領中心型の政治に対しては、どのような「規範的統制」が可能か、その具体的ありようを描くことで、ペルーの憲法を規範および実態から実質的に捉えようとするものである。もとより、ここで「比較法的な視座」といつても、当該国家固有の文脈を規定する歴史、政治、社会、経済、さらには文化的な背景において、彼我の違いは比較のしようもないほど大きい。しかし、そうした国内的問題状況を引き起こす要因を構造的に捉えようとするれば、とりわけ「グローバリゼーション」が喧伝される昨今の状況下では、「比較不能」としてばかり片づけることはできないだろう。つまり、あれやこれやの事実の羅列による「単なる比較」ではなく^(四)、それぞれの国家に内在する歴史や政治、社会や経済といった、総じて見れば、当該国家の固有性のなかで明らかになる問題構造が、「比較研究」の手法として有益な理論的示唆を提供するという可能性の模索である。

そうした点を踏まえつつ、本稿では、以下のような叙述の構成をとる。まず第一章で、ペルーの憲法上の被疑者・被告人の人権規定と刑事手続を概観することによって、「法規範的統制」の可能性を探ったのち、第二章では、フジモリ政権下で国民の「司法府に対する不信感」を超実定法的に「克服」しようとした「自主クーデタ」と、それに続く「司法『再編』」とその後の「司法『改革』」の過程を跡づける。そうすることによって、本稿の主題における規範・制度と実態という対抗軸が設定されるはずであり、第三章では、以上の二つの問題視角が、ペルーの「憲法構造」の規範的かつ実態的な把握にとって、どのような素材と示唆を提供し得るのかを指摘してみたい。

第一章 ペルーの法系と刑事法制

第一節 憲法および刑事法制から見るペルーの法系

ペルーの法制度の全体像においては、そこには、他のラテンアメリカ諸国と同様に、スペイン・ポルトガルによる約三世紀にわたる植民地支配と、直接および間接的に受けてきたフランスの啓蒙思想や米国の独立革命思想の影響が看取され、いわゆる法系論的な類型をもちいて見れば大陸法系に属するとされている^(五)。このことは、日本のラテンアメリカ法研究および比較法学の領域では旧聞に属するが、その具体的構造と態様を明らかにすることは、実は、それほど容易ではない。なぜなら、歴史的には近代法原理を自らのものとして生み出すことなく、もっぱらその「継受」を余儀なくされた「非近代西欧」諸国のいずれにおいてもそうであるように、ここでも、ある法系に類型化されながらも、多様な法制度を当該国家の現実に即するかたちで受容し適用してきた混合型の (Híbrido) 制度設計が見られるからである^(六)。

以下では、ペルーの刑事手続を概観する前提として、刑事訴訟法が具現化しているはずの憲法上の刑事保障規定に触れておく必要がある。一九九二年四月五日のフジモリ大統領自身によるクーデター (自主クーデター) で「断絶」を余儀なくされる新旧の憲法規定において、どのような刑事保障が定められていたかを確認しておくことは、とりわけ同措置後のフジモリ政権下での人権侵害事件が取り沙汰されるだけに^(七)、重要でもある。

一九七九年憲法は、その第一部「個人の基本的権利および義務」の第一章「個人について」定める第二条一〇項で、「すべての人は、個人の自由及び安全への権利を有する」と謳い、「その帰結」として、次のような一三項目の詳細な権利を保障している。まず、何人も法律が命じないことをする義務を負わず、法律が禁止していないことを行うことを妨げられないという意味での「法律の範囲内の自由」(同条同項^(八))、法律による定めのある場合を除いては、個人の自由に対するいかなる制限も許されず、奴隷制度、奴隷的拘束、ならびにこれらの形態による人身売買は廃止されること (同^(九))、また負債による刑罰の禁止 (no hay prisión por deudas) と^(一〇)の原則が扶養の義務 (deberes alimenticios) の不履行を理由とする裁判所命令を制限するものではないこと (同^(一一)) である。刑事手続に直接関連す

るものとして、何人も、犯行時には法律によって明確に可罰行為として規定されていなかった行為による刑罰によって起訴もしくは加罰されはならないとの「罪刑法定主義」の原則が掲げられ(同㉔)、意見表明を理由とする刑罰の禁止(同㉕)、そして、すべての人が裁判によってその責任が宣言されるまでは無罪と見なされるべきとの「無罪推定の原則」が定められている(同㉖)。さらには、何人も裁判官、または現行犯の場合には警察当局によって理由の付された令状によらなければ身柄を拘束されてはならないという「令状主義」が定められ、いずれの場合にも、身柄を拘束された者は、二四時間もしくは可及的速やかに管轄裁判官の下に置かれるが、テロ犯罪、盗聴、薬物の不法取引の場合はこの限りではなく、警察当局は実日数一五日を超えない期間において容疑者の予防拘禁を行うことができる。ただし、その場合でも、検察庁および当該期間終了前に管轄権を有する裁判官へ報告する義務を負う(同㉗)。すべての人は、自らの身柄拘束の事由または理由を直ちに書面によって通知されなければならず、また当局によって勾引もしくは身柄を拘束された瞬間から、自らが選任する弁護士との接見交通権および弁護を依頼する権利を有する(同㉘)。また、何人もある犯罪の解明に必要な不可欠な場合で、法律によってその方法および時間が予め定められている場合を除いては、接見交通権を侵害されてはならず、国は身柄を拘束されている者に対して、その場所を遅滞なく命じる義務を負う(同㉙)。また、暴力によって得られた証言は効力を有さず、右手段に訴えた者には刑事責任が科せられる(同㉚)。何人も刑事事件において、自己、配偶者、四親等内の血族または二親等内の姻族に不利益となるような供述を強要されたり、罪を供述しもしくは認めることを強要されてはならないとして「黙秘権」が定められている(同㉛)。そしてまた、何人も法律によって予め定められた裁判に付されなかつたり、既定の手続とは異なる手続によつたり、特別裁判所(tribunales de excepción)もしくは名称の如何を問わず当該目的のために設置された特別の委員会によって裁かれてはならず(同㉜)、恩赦、刑の執行免除、確定的棄却、時効は一事不再理(cosa juzgada)の効果を生ぜしめる(同㉝)。

これに対してクーデタ以後に制定された一九九三年憲法においては、意見表明による刑罰の禁止規定を除けば、基

本的に一九七九憲法の当該規定を踏襲している。同憲法の第一部は「個人および社会について」定めており、「個人の基本的権利」を定める第一章の第二条において、すべての人が有する権利として、平和、平穩、余暇および休日の享受と同様に、均衡がとれた自らの生命の發達に十分な環境を享受する権利(同条二二項)、正当防衛の権利(同条二三條)、個人の自由および安全への権利をあげ(同条二四項)、「その結果として」、一九七九年憲法の規定と同様に、法律の範圍内での自由(同二)、奴隸的拘束や人身売買の禁止(同三)、負債による刑罰の禁止(同四)、罪刑法定主義(同五)、無罪推定の原則(同六)、令状主義(同七)、被疑者の接見交通権(同八)が定められている。また被疑者・被告人の身体の自由として、何人も精神的、心理的、もしくは身体的暴力、さらには拷問もしくは非人間的もしくは屈辱的な扱いを受けてはならず、すべての人が直ちに、被害者もしくは自力で官憲に訴えることを困難にさせられた者に対する医師の診断を請求することができる。そして、暴力によって得られた証言の効力は否定され、当該手段に訴えた者は刑事責任を問われることになる(同九)。弁護人選任権等については、第四編第八章の「司法権」で裁判の原則および権利として定められている(一三九條)。適性手続および裁判を受ける権利(tutela jurisdiccional)のほか、公正な裁判を受ける権利(同条二項)、裁判過程における防御の権利のは剥奪禁止の原則、および令状主義もここに含まれ、弁護人との接見交通権および弁護を依頼する権利も一九七九年憲法と同様に保障されている(同条一四項および一五條)。なお生活困窮者および法律が定める場合には、すべての個人に対するに訴訟費用および弁護人費用の無償化の原則も保障されているのである。

以上のように、両憲法の当該規定を一瞥する限りにおいては、ペルーの刑事手続における被疑者・被告人の権利規定は、近代法の原則を大きく踏み外しているわけではない。次節では被疑者・被告人の権利保障という憲法上の価値が、どのような手続・制度によって確保されているのかを、ペルーの刑事手続の全体像を描きつつ凝視してみたい。

第二節 ペルーの糺問主義と弾劾主義の「混合型」刑事手続

(一) 刑事手続類型論におけるペルー型制度の位置づけ

一九九二年四月五日のフジモリ大統領自身による「自主クーデタ (antogolpe)」の主眼の一つは、確かに、既存の「司法への不信任」を超、実定法的に「克服」しようとしたものではあったが——それは、国民感覚として常に存在する「司法への不信任」を背景にして、フジモリ自身には、自らの有効なテロ対策が阻害されるという認識があつたことである——、クーデタによって罷免された裁判官および検察官に代わって暫定的に裁判官や検察官の職務を行使する「臨時裁判官」や「臨時検察官」が任命されるなど、テロ以外の一般犯罪による刑事事件においても多くの混乱と支障をもたらした^(八)。

現行のペルー刑事訴訟法としては二つの法典が併存している。一つが一九三九年一月二三日に公布されたペルー刑事訴訟法 (Código de Procedimientos Penales、法律第九〇二四号) であり、他の一つが二〇〇四年七月二九日に制定された新刑事訴訟法 (Código procesal penal、委位立法令九五七号) であり、後者によれば、二〇〇六年二月一日より漸次、旧刑事訴訟法から新刑事訴訟法へ移行し (同法補則最終規定一条一項)、この移行プロセスの最終の段階がリマ裁判管轄区となる (同二項)^(九)。

同法の趣旨目的は明確に規定されていないものの、冒頭の総則的規定 (Disposiciones Generales) では、ペルーの刑事手続が二段階——予審あるいは捜査段階と一審制 (instancia unica) で行われる裁判所の審理——から構成される旨を明確に規定している (同第一条)。さしあたり刑事訴訟法学での周知の伝統的類型に倣つていえば^(一〇)、ペルーの刑事手続は、裁判所と被告人が対峙する札問主義型 (sistema inquisitivo) の性格を有する第一段階の予審制度に対して、裁判が裁判所と被告 (被告人) と原告 (検察官) の三者構造によって特徴付けられる弾劾主義型 (sistema acusatorio) の審理段階によって構成されている。それゆえ、ペルーの刑事制度の全体構造としては、札問主義と弾劾

主義の「混合型制度 (Sistema Mixto)」と解されている点に、既に指摘した大陸法系の制度上の影響が窺われるのである。以下、それぞれの段階を粗描しておこう(二)。

(二) 予審前捜査

刑事手続の前提として、郡検察庁検察官(以下、郡検察官)は、職権上、事件当事者による告訴、近隣住民による告発、ならびに警察当局による場合において、違法性が推定される行為の認定を行う(検察庁組織法 二二条(三))。刑法上のある違法行為が認定された場合、検察官は、予備的な裁判前捜査か予審開始請求のいずれかの措置を講じることができる(同一四二条二項)。前者の場合には、警察の協力によって捜査が行われることになり、捜査は検察庁によって、積極的に指揮および統制されなければならない(同九条)。この場合の捜査目的は、少なくとも、刑法上のある違法行為が遂行されたと合理的に推定するに足る証拠の保全または収集にあり、同様に、当該違法行為に参与した主体(主犯および共犯)個人の識別および特定に置かれている。右目的が達成されると、郡検察官は管轄権を有する郡裁判所刑事部裁判官(以下、予審裁判官)に対して、予審開始請求(formular la denuncia)を行う。仮に郡検察官が何らかの犯罪遂行に関する証拠の存在を立証できないとの結論に達した場合には、その理由および根拠を付した上で、当該事件の不起訴の決定を行う(同一二条)。これに対して後者は、裁判前の予備的捜査の必要がないほど、少なくとも、ある刑法上の違法行為の遂行を疑うに足る十分な証拠が存在する場合であり、郡検察官は直接予審開始請求を提起するが、この場合、事前にあらゆる予備捜査が終了していることを要しない。

(三) 予審——第一段階

予審裁判官は予審を指揮する立場 (director) にあり、予審の進め方や段取りに関する主導権はすべて予審裁判官の専権事項である (同四九条)。したがって予審制度は、確かに捜査機能を有している点でいわゆる訴訟裁判とは異なるとはいえ、刑事手続の基礎を成す重要な手続であるといえる。後述の略式刑事手続に係る事案については、予審裁判官が審理を行うと同時に判決を言い渡すことができる点からしても、ペルーの刑事手続における予審制度の重要性はいつそう留意されてよいだろう。

以上の予審開始請求前手続を経て、予審裁判官は郡検察官から提出された予審開始請求を受理した後、然るべき理由および根拠を明示した予審開始決定書 (auto apertorio de la instrucción) を以って、正式に裁判所による捜査を開始する (刑事訴訟法七七条)。予審の主たる目的は証拠収集にあり (同七二条)、予審は非公開の下で行われる (同七三条)。同決定書において、単純あるいは制限的な勾留または裁判所への出頭命令などの身体的拘束に関する然るべき措置が命じられるが、被告人はこれらの条件の下で、自らに提起されている刑事手続に応じなければならない。この段階での審理の目的は、可罰行為の遂行に関する真実および被疑者の刑事責任能力を立証することにある (同七二条)。通常の刑事手続における裁判所による捜査期限は四ヶ月であるが、例外的に六〇日間の追加的延長が可能である (同二〇二条)。

裁判所による捜査期限が終了すると、事案は、郡検察官の意見書を添えた予審裁判官の最終報告書とともに、管轄の高等裁判所刑事法廷へ送致される。この場合、予審裁判官の最終報告書は、犯罪・刑事責任・事件について検討されたものであり (同五三条)、郡検察官作成の意見書は、犯罪・刑事責任・無罪性の有無に関する論告・求刑を内容としたものでなければならず (同一九八条)、それぞれが高等裁判所および高等検察庁へ送致される。ここに開始される正式な刑事裁判手続において (三三)、当該事案は高等裁判所を経て併せて高等検察庁へも送られ、同検察庁は当該事件に関する意見書を作成する。この場合、次の二つの結論がありうる。一つは、予審終了後、郡検察官作成の意見書を正当とし、犯罪事実および当該犯罪における被疑者の責任が認定される場合、公訴を提起するに足る十分な理由があ

るとして、高等検察庁刑事部検察官（以下、高等検察官）が意見書のなかで訴追を可とする場合である（検察庁組織法九二条四項）。高等検察官によって右のような決定が出された場合には、高裁刑事法廷には、公判を開き審理を開始する義務が生じる。これに対して他の一つは、郡検察官が主張した予審開始請求の根拠となる犯罪事実が認められず、または当該犯罪における被疑者の刑事責任が認められなかった場合であり、ここで高等検察官は不起訴の宣明を行うことになる。

（四）裁判所による審理（公判）——第二段階

予審開始請求の結果、不起訴の宣明が行われなくとも、予審に続く手続として、正式手続と略式手続とが存在する。前者は、公判開廷に始まり有罪または無罪の判決によって終了する。この段階は、公訴、口頭主義、迅速性、公開性、公判の一体性と連続性、対審制と審級制の原則に基づくものでなければならぬ。ペルー刑事手続の流れからすれば、予審裁判官による最終報告書の内容にかかわらず、高裁刑事法廷による無罪判決に対して、高検検察官は取消の申立を提起することができ（刑事訴訟法二八九条）、同申立はそれに先立つ最高検察庁の決定書に基づき、最高裁判所刑事法廷によって審理される。

これに対して略式手続は、次のような段階を踏まえて行われる。予審を担当する予審裁判官は、郡検察官によって提出された予審開始請求を受理した後、然るべき理由および根拠を付した予審開始決定によって、正式に捜査を開始する。同決定書において、単純もしくは制限的な勾留もしくは裁判所への出頭命令といった身柄拘束に関する措置が命じられるが、被告人はそれらの条件の下で、自らに提起されている刑事裁判手続に応じなければならない。本手続における予審段階での立証活動期間は六〇日間であるが、三〇日間の延長が可能である（委位立法第一二四号第三条）。そして裁判所による捜査期限が終了すると、予審裁判官は、郡検察官が提出した予審開始請求を正当なものとし

て認める場合、公訴決定書を作成する。犯罪事実および当該犯罪における被疑者の責任が認められる場合、郡検察官によって作成される意見書の内容は、被疑者の起訴を可とするものとなる。郡検察官による予審開始請求が提出されると、予審裁判官は、犯罪事実が認定され、当該犯罪における被疑者の刑事責任が立証された場合には有罪判決を（同第六条第二段）、犯罪事実も被告人の刑事責任も認められない場合には無罪判決を下す。無罪判決は検察庁および民事裁判事件の他方の当事者による上訴の対象となる（同第七条）。この上訴は、高検検察官があらかじめ提出した意見書に基づき、管轄権を有する高裁判事法廷に係属することになる。他方、犯罪事実が認められず、または当該犯罪における被疑者の刑事責任が認められなかった場合、高検検察官によって不起訴の宣明が行われ、この場合、高裁判事部は、郡検察官の意見に同意する場合には不起訴の決定を行う。同検察官の見解と異なる見解を有する場合には、当該事件を高等裁判所へ送致し、同裁判所の判断に委ねなければならない（刑事訴訟法二二〇条）。

裁判官と検察官による追及を前提とする以上のような糾問主義型の刑事手続において被告人・被疑者の憲法上の権利を保障することは、非公開の下での証拠収集を目的とする予審を前提としている以上、甚だ困難とならざるを得ない。そして、ペルーの場合、一般犯罪ではなくテロ犯罪という極端なケースに対して、こうした制度を適用しなければならなかったところにその困難性と問題性が顕著化した。次章で見るフジモリ政権下での「司法改革」をめぐる政治状況は、その現れである。

第二章 「司法に対する不信感」と「司法改革」

第一節 国民の「司法への不信感」とその「超実定法的『克服』」

歴史的に「強い行政政府」の憲法構造によって特徴づけられるラテンアメリカにおいて、司法権ほど、その脆弱性が

二重に刻印された国家機関はない^(二四)。「二重に」というのは、次のような意味においてである。一方でそれは、歴史的・伝統的に「政治権力に追従した権力」と看做され、しばしば「行政府による司法府への介入」という形で現れ^(二五)、他方で、それを裏から支えているのが、人口に膾炙した「司法府」不正義の殿堂^(二六)という意識で現れる「司法府への不信心」である^(二七)。そもそも、選挙によらず「民主的正統性」を有しない司法権は、正統性の淵源には「国民」と、直接公選制によってそれを直に調達し統治権を行使する独任型統治機関としての共和国大統領を頂点とする行政府の、双方からの「不信心」に晒されてきた。学問的にも実務においても、しばしば「人権の砦」とされる司法権が、である。

一九九〇年に誕生したフジモリ政権は、就任当初から司法府を、腐敗にまみれた「不正義の殿堂 (Palacio de la injusticia)」と揶揄していたが^(二八)、それは、次に述べるようなドラスティックな措置によって具体化する。一九九二年四月五日、フジモリ大統領自らが、軍の全面的支持の下にそれまでの一九七九憲法を停止し、「国家緊急再建府 (Gobierno de Emergencia y Reconstrucción Nacional)」の樹立を宣言するとともに^(二九)、議会の解散、裁判所の閉鎖、さらには多くの裁判官および検察官を罷免したいわゆる「自主クーデタ (autogolpe)」は、こうした「司法」に対する「不信心」を背景にしてのことであった。クーデタ当日にフジモリが発した「国民へのメッセージ (Mensaje a la Nación)^(三〇)」では、議会および司法府の機能不全 (inoperancia) への言及がなされ^(三一)、本クーデタによって講じられるべき措置の一つに、「真摯かつ効率的な裁判のための司法権、全国司法官評議会、憲法保障裁判所、検察庁の全面的再編」があげられた^(三二)。この結果樹立された「事実上の政府 (gobierno de facto)」たる「国家緊急再建府」の目的の第一には、ペルー国会および司法府の新たな制度設計に関する憲法の修正 (modificar)^(三三)が掲げられ (a)、司法府およびこれと密接に関わる諸機関におけるモラル回復のための抜本的改革 (moralizar radicalmente) が第二の目的とされるなど (b)^(三四)、フジモリの強権措置が、これらの主要な国家機関の再編を主軸とした「国家構造」の改編に向けられていることは明らかであった。

こうして、フジモリ政権においては就任当初から「司法改革」の必要性が認識され、それは「自主クーデタ」の主要な目的の一つでもあったのであるが、本格的な「司法改革」が開始されるのは、一九九五年一月に改革推進目的で設置される「司法府執行委員会 (Comisión Ejecutiva del Poder Judicial)」の活動開始以後である。その意味で、フジモリ政権下で着手された「司法改革」の全体像は、クーデタから一九九五年までの「再編 (reorganización)」期と、同委員会設置後の「改革 (reforma)」期の二つの時期区分によって捉えられることになる。

第二節 司法「再編」から「改革」へ

(一) 司法「再編」期

前項で触れた「自主クーデタ」によって樹立された「国家緊急再建政府」は、大統領による「国民へのメッセージ」で表明された処方へとして、政令 (Decreto-Ley)^(二五) によって、次々に最高裁判所裁判官および最高検察庁検察官などの司法官を罷免していった。クーデタ翌日の四月九日、憲法保障裁判所 (Tribunal de Garantías Constitucionales) の全裁判官と最高裁判官一三名が罷免され (政令第二五四二二二号および第二五四二二三号^(二六))、さらに「全国司法官評議会 (Consejo Nacional de la Magistratura) および全国司法官地方評議会 (Consejo Regional de la Magistratura) も閉鎖された (政令第二五四二四号)。さらに一〇日には、検事総長の職務停止が発せられ (政令第二五四二五号)、二三日には同総長の検察官資格の停止も発表されるとともに (政令第二五四四三三号)、翌二四日には計一三四名の裁判官および検察官の罷免が決定された。リマおよびカヤオ高等裁判所裁判官四名、リマ高等検察庁検察官六名、リマおよびカヤオ第一審裁判官五三名、リマおよびカヤオ郡検察官二四名、リマ少年裁判所裁判官一〇名の合計一三四名の裁判官および検察官が罷免された。同日、国家非常事態緊急政府によって、一二名の最高裁判所臨時裁判官が任命

された（政令第二五四四六号）。

一九九二年一月二二日の選挙によって設置された民主的制憲議会（Congreso Constituyente Democrático）は、一九九三年三月一二日、「憲法的法律（ley constitucional）」を制定し、同法律によって司法官名誉会議が設置された。同会議は、一九七九年憲法第二四四条に基づき、最高裁判官の資格要件を満たす五名の委員で構成され、憲法制定議会法務委員会委員の三分の二以上の賛成によって任命されることになっていた（同法律二条）^{三七}。同会議の機能は、（一）一九九二年四月五日に罷免された最高裁判官および最高検察庁検察官の復職請願を受理し、右に関する報告書を憲法制定議会へ提出すること、（二）最高裁臨時裁判官および最高検察庁臨時検察官の承認を行うこと、（三）リマ最高検察庁検察官、リマ高等検察庁検察官、リマ高等裁判所裁判官、ならびに第一審裁判官それぞれの復職請願の受理を行うこととされた（同法律四条）。こうして、事実上、司法府の不在の下で制憲議会によって直接設置された同会議が、暫定的に司法府の穴を埋めていくことになる。同会議は全国司法官会議の設置後に自動的に閉鎖される旨規定されていたとはいえ（同法律第八条）、「危機」におけるこの「暫定性」は、しかし「平時」に戻った後もなお、司法府において維持されることによって、次項で取り上げる「司法改革」の行方を規定することになるのである。

（二）司法「改革」期^{三八}

①改革の理念

フジモリ政権下での「司法改革」は国家構造改革の一環として位置づけられており、一九九五年の「司法府執行委員会」の設置によって本格化した。それまでのペルーにおける司法システムは、裁判の非効率性、裁判の遅延、裁判官の汚職・腐敗、高額な訴訟費用、貧困な裁判インフラ整備などで特徴づけられていた。そのような認識の下で、独

立した権力としての司法府、効率な裁判制度、実直かつ不偏不党の裁判官、現代科学技術の裁判システムの導入、国民へ開かれた十分に信頼される裁判制度の確立など、フジモリ政権が抜本的な司法改革の必要性を認識していたことは、「自主クーデタ」の際の「国民へのメッセージ」のなかに示されていたとおりである。

この「司法改革」は主として、①市民にとって身近な裁判、②司法官の能力養成、③裁判の地方分権化、④魅力的な司法官職の強化、⑤裁判行政の合理化、⑥効率達成のための専門知識の導入、の六つの改革理念の下で、大別して（イ）司法行政の抜本的改革、（ロ）司法事務の改善、（ハ）司法官の養成、（ニ）裁判の枠組み、といった改革目的が掲げられた。先ず（イ）司法行政の抜本的改革の分野においては、有効な司法行政運営機関の導入、裁判管轄区に従った効率的かつ地方分権化された裁判機構の導入、統合的かつ効率的な司法統制システムの導入、国家訴訟代理制度の充実化、裁判職への支援体制の強化などが達成すべき目的としてあげられた。（ロ）の司法事務の改善に関しては、全国規模での司法機関における司法事務を改善するために、市民による裁判の需要に応じた構造改革が図られる。具体的には、未決裁判件数の軽減化を始め、裁判手続に関する専門知識を備えた職員から成る新たな司法事務局の設置、裁判管轄区の合理化、仲裁および調停といった訴訟外制度の促進などであり、最高裁判所から簡易裁判所にわたるあらゆる裁判機関が改革の対象とされた。そして、（ハ）司法官の養成の面では、国の司法的安定性の礎石として、有能かつ実直な裁判官の育成が試みられた。長期的観点から、裁判官の独立、安定、促進といった概念に基づき司法組織法および裁判官分限法を制定し、司法官養成所による研修を通じて裁判官養成プログラムを充実化させ、更には全国にわたる裁判官の参加の下に、本司法改革を促進するための指導者育成が目指された。（ニ）の裁判の枠組みとしては、既存の法典の見直し、手続法の改善、判例制度の確立等が掲げられた。

②改革の手段

当初、「司法府執行委員会」は最高裁の憲法社会法廷、刑事法廷、民事法廷の各法廷の三名の裁判長および一名の執行事務局長の計四名から構成され、右執行事務局長が司法府執行委員会に割り当てられる予算の執行責任者とされ（法律第二六五四五号）、右執行事務局長にはより公正を期すとの理由で、司法関係者の外から海軍出身のデレピアネ氏が大抜擢された。約一年後の一九九七年一二月、右委員は、最高裁判所長官、憲法社会法廷裁判長、および刑事法廷裁判長の三名および一名の執行事務局長から構成される旨の法律改正が行われ、同執行委員会の任期は一九九五年一月二二日から三六〇日間とされ、その間、司法府内に置かれている司法府執行会議の権限は停止された（法律第二六六九五号）。同執行委員会は、司法機関の管理運営（*gobierno y gestión*）を担うものとされ、①司法府機関職員の評価、任命、および罷免、②司法府の組織機能に関する規則の制定、③司法府機関職員の規則および勤続表の制定、④緊急諮問委員会が提出する法案の可決のほか、その後、⑤最高裁および高裁の暫定法廷および各裁判管轄区ごとの臨時専門法廷の設置と未決訴訟件数の軽減などの行政面における権限が与えられた。

こうして、司法府執行委員会を中心にフジモリ政権下での「司法改革」は進められていくことになるが、その際、「改革」の対象は主として「司法行政部門」と「裁判部門」とに分けられた。

「司法行政部門」における改革とは、具体的には、健全な裁判システムのために必要な基礎インフラの整備、未決訴訟事件の軽減、司法府機関職員の合理化等を含む、広く技術的・事務的領域をカバーするものであった。市民に身近な裁判という観点から、地方の農村地帯に裁判所施設を増設し、ひいては司法の地方分権化を推進し、これまで飽和状態にあった裁判所職員を能力に応じて合理化した。また臨時裁判官制度を多用し、未決訴訟件数の大幅な削減が図られた。

これに対し「裁判部門」に向けられた改革とは、裁判の質・内容に関わる改革であり、この点で注目されるのは、これまで憲法社会（下級審は公法）、民事、刑事といった各法廷があらゆる訴訟を受理し審理できたのに対し、右法廷に、租税・関税犯罪、麻薬不正取引、仲裁、行政事件、および公法の専門に応じた「専門別法廷（*salas corporativas*）」

を導入したことである。最高裁においては、通常刑事法廷、二つの通常民事法廷、臨時民事法廷のほか、憲法社会法廷、税務犯罪第一臨時法廷、および麻薬犯罪刑事第二臨時法廷が設置された。後三者に関しては、下級審においても同様の法廷が設置された。最高裁の憲法社会法廷の下には、高裁の公法法廷および第一審裁判所の公法特別法廷が、税務犯罪第一臨時法廷の下に、高裁の全国租税関税犯罪法廷と第一審の全国租税犯罪法廷が設置された。麻薬問題に關しては、最高裁の麻薬犯罪第二臨時法廷の下に、全国麻薬法廷が高裁に設置され、全国麻薬対策法廷が第一審裁判所に置かれた。最高裁の憲法社会法廷および下級審の公法法廷は主としてアンパロ訴訟^{三九}を専門として扱うとされ、脱税などは税務犯罪に關する各法廷が、麻薬問題については麻薬対策に關する各法廷の専属事件とされた。更に、租税関税犯罪、麻薬対策、公法問題（アンパロ訴訟）などの専門別に特化された各法廷の裁判長は、それぞれ最高裁の各法廷の任命によるものとされた。

理念と手段によって描かれるフジモリ政権下での「司法改革」は、総じて「司法行政」の領域においては大きな成果を収めたと言えるが、司法部に刻印された「不信任」を払拭するはずの質を高める「裁判部門」についてはほぼ手つかずのままとなった。これには、改革主体が行政府という権力機関のものであるという改革主体をめぐる阻害要因が關係している。それを取り出し分析することが、次章での課題となる。

第三章 ペルーの実態的「憲法構造」と「規範的統制」の限界と可能性

第一節 「大統領中心主義」発現の「磁場」としての「司法改革」

以上の叙述から、ペルーの「憲法構造」を規範的かつ実態的に把握しようとする本稿の主題との関わりで、二つの側面から問題を取り出してみたい。一つは、「司法改革」の主体に關する問題である。これが行政府主導で行われたこ

とは既に見たとおりであるが、この点に、ペルーの基本的な「憲法構造」たる「大統領中心主義」の発現の「磁場」を看取することができるというものである。他の一つは、第一章との関わりにおいて、そうした実態的「憲法構造」に対しては、これを「統制」しうる「規範」はあり得るのか、あり得るとすれば、そこでいう「規範」の実体として、どのようなものを別判することができるのか、という問題である。本節ではまず、前者の問題の現れ方を見てみたい。

国民の間に根強い「司法府に対する不信感」を超実定法的に「克服」することを試みたフジモリ政権ではあったが、それによってもたらされたのは、「司法『再編』』という名の裁判官および検察官の大規模な罷免であり、憲法秩序の停止と相俟った被疑者・被告人の権利停止であった。実際、一九九二年以降、テロ集団や麻薬組織に妥協なしに対峙しようとするフジモリ政権下では、これらの犯罪に対して、軍事裁判所および司法裁判所における「『覆面』法廷(Tribunales "sin rostro")⁽¹¹⁰⁾」の設置や、悔悛したテロリストへ減刑措置を講ずるとするいわゆる「投降者減刑法(Ley de Arrepentimiento)」(一九九二年五月一二日政令第二五四九九号)など、被疑者および被告人の権利に正面から抵触する可能性のある措置を講じていた。しかし他方で、「改革」の方法という側面からは、一定の肯定的評価と同時に、ペルーの「憲法構造」に孕む本質的かつ複雑な問題構造を引き出すことができる。

前者の「肯定的評価」については、第一に、デレピアネ前司法府執行委員会委員長の下で進められた「司法改革」のうち、「司法行政の領域 (lo administrativo)」における改革は、大きな成果を収めているといえることである。具体的には、まず全国レベルでの未決裁判件数が大幅に削減され、裁判所職員の大幅な合理化とともに、司法府事務局の情報設備が改善されるなど、司法インフラの整備が着手された。フジモリ政権下での「司法改革」が司法官等の参加を得て行われていたことも、成果の一つに数えることができるだろう。さらには腐敗防止および裁判の効率性の分野でも、司法官統制事務所との協力の下に、汚職に関わる裁判官の摘発が行われ、とりわけそうした司法官の統制機構が地方分権化された点は注目に値する。総じて、物質的および技術的な側面における「改革」が行われたのである。これは、多岐にわたる領域を網羅し、迅速性を本質とする行政権本来の権力的作用からして、行政府主導であったから

こそ成し遂げられた成果であったと言えるだろう。

しかし、フジモリ政権下での「司法改革」の最大の問題点は、まさに「裁判領域 (lo jurisdiccional)」にこそある。この「司法改革」に向けられた批判のほとんどは、司法府に対する行政府の介入の強化という側面と、それと関連する司法府執行委員会の政府寄りの立場を指摘するが、このような批判は、背後にペルーの「憲法構造」の問題性を認識した一定の理由に基づいている。「政治権力による司法府への介入」の一例として、デレピアネ前執行事務局長の指導の下に行われた「専門別法廷 (salas corporativas)」の導入の肯定的側面として、未決訴訟件数の軽減化に資した点に加え、訴訟内容に応じて審理が各法廷に振り分けられ、担当裁判官も抽選で決められるようになったことから、裁判官と弁護士との癒着による恣意的な裁判および腐敗の防止に資し、裁判官はこれまでよりもより一層公正無私の立場で審理に集中できるようになった。同時に、しかし、右措置の導入は、とりわけ「租税関税犯罪」、「麻薬テロ犯罪」、「アンパロ訴訟」といった専門分野において、行政府の「意向」が多分に反映された裁判官の任命制度を可能とし、その結果として司法府内部に「縦の統制」を生み出すことになった。つまり、従来、友人や縁故といった人的関係やその影響力が強かったのは、最高裁判所、高裁判所、第一審(郡)裁判所などの各法廷内でのことであり、その意味では、公正無私たるべき裁判官や弁護士との間に強力な「横のつながり」が存在していた。それゆえ、「専門別法廷」の導入は、こうした人的関係を切断するのではなく、「横のつながり」に代わる「縦の統制」をもたらしたに過ぎなかったのである。

そうした支配形態を顕在化させた問題として、一九九七年七月、イフチャール第二チャンネル・テレビ局社主のペルー国籍無効化措置を命じた局長令を合憲としたのはリマ高裁の公法特別法廷^(三三)であったし、チャベス (Martha CHAVEZ COSSIO) 議員がフジモリ大統領の三選を違憲とする憲法裁判所の決定に異議を唱えるべく提起したアンパロ訴訟を受理したのは最高裁憲法社会法廷であった。さらには一九九八年に、レボロド (Redia REVODERO) 元憲法裁判新裁判官の夫であるムル氏の脱税事件を受理したのは最高裁の租税犯罪第一臨時法廷であり、麻薬テロ第二臨時

法廷は、モンテシノス(Vladimiro MONTESINOS) 国家情報局顧問と麻薬密売組織メンバーが関わったとされる「ヴァイカノ事件」を扱った。いずれも激しい国際的批判に晒された事件である。一九九七年五月には憲法裁判所裁判官の罷免問題のほか、同年一二月の裁判官の権利義務法による正式な任命による裁判官および検察官と臨時のその権利義務の一律化や、一九九八年三月の全国司法官会議の権限削減問題とそれに続く世銀による融資凍結問題^(三三)なども、ペルーにおける司法府がいかに行政府への追従を余儀なくされてきたかを示す例である。そうした「行政府」を中心とする統治の実態の中には、国民のクーデタへの「圧倒的支持」を梃子に、国民の「司法府に対する不信任」を追い風にして、「大統領中心主義」をつくり出すペルーの実質的な「憲法構造」の一端を見出すことができるのである^(三四)。

第二節 法による「規範的統制」の限界と「統制」の実質化

フジモリ政権下での「司法改革」が、そもそもペルーにおける健全な司法制度の確立という観点から、司法行政領域におけるインフラ整備などの従来等閑視されてきた「改革」に着手し、その意味での成果を収めたことは、テロ対策や経済再建と並んで評価に値するに値するに値するに値する。その意味で、「改革」そのものが採った「司法行政」と「裁判領域」の分離方式は、実態に即した正当なものであった^(三五)。しかしこれを、ペルーにおけるあるべき司法権の作用——その主軸を成すのが「司法府の独立」の問題であるが——の問題として見れば、問題は深刻である。「裁判領域」における「改革」に、ペルー特有の「強い行政府」あるいは「大統領中心主義」の実態が顕現する「磁場」としての性格を見出すことができるのだとすれば、そうしたペルーの実態的国家構造に対しては、いかなる「規範的統制」の可能性を考えることができるのだろうか。今や多くの国家において、形式的には「憲法典」が存在し、それに基づく立憲的統治が標榜されている以上、程度の差はあれ、憲法から全く自由な国家というものは存在しえない。そうだとする

と、「規範的統制」として考えられるものとして、まずは、「(憲)法」が想起される。

ところが、フジモリ政権下ではそもそも憲法秩序そのものが停止されたのであり、その意味では、同政権の下での「規範的統制」の実体的価値を「法」人権価値に求めることは、ややナイーヴに過ぎると言わざるを得ないだろう。フジモリ政権下での「大統領中心主義」への「法規範的統制」は、クーデターという超実定法的措置が如実に示したように、ほとんど期待すべくもなかった。さらには、ペルーの刑事手続における糺問主義型の「予審」制度が採用されてきた点は、司法院内においてこそ制度の前に人的関係が跋扈するという「運用実態」と相俟って、憲法上保障された被疑者・被告人の権利保障を稀薄化するものとして作用していた点は否めない^(三五)。

こうして、フジモリ政権下で顕現した「大統領中心主義」の実態的「憲法構造」に対して、「法規範的統制」は断念するとしても、あらゆる「統制」が無に帰すのかと言えはそうではないだろう。前節で指摘したとおり、「自主クーデタ」をはじめ、その後の「司法改革」においても、その最大の目的はテロの封じ込めにあったのであり、だからこそ、「覆面法廷」や「投降者減刑法」といった、人権保障と真正面から背馳すると批判される政策を敢えて講じてきたのであった。そしてそこに見て取れる「規範統制」の契機を、クーデタに対して多くの国民が示した「圧倒的支持」や、既存の司法院に対する国民の「不信任」に見出すことは不可能ではないだろう。すなわち、憲法秩序の下での選挙による「民主的正統性」の調達か、あるいは超実定憲法的な手法による「国民の支持」か、その方法は異なるものの、いずれにせよフジモリ政権を支えていた基盤はそうした「民意」であった。これが「大統領中心主義」の究極の「民主的正統性」を付与する機能を果たしていた^(三六)。そして特殊フジモリ政権の場合、そうした「国民の支持」が、同政権が最も力を注いだテロ対策と経済再建という物質的領域での奏功によっていただけに、それが超実定法的措置であれ、人権侵害の可能性を孕んだ政策の実施であれ、フジモリ政権とその政策を正当化する余地を与えていたと見ることができるのである。

おわりに

自らが選出された憲法秩序を破壊するという「自主クーデタ」を断行して、新たな憲法秩序の構築を図ったフジモリ政権は、「大統領中心主義」によってかたちづくられるペルーの規範統制としての「憲法構造」と、実態的側面としての「国家＝憲法 constitution 構造」の把握、ひいては「立憲国家」の意義を考えるための多くの素材を提供する。そうした「国家」に対する規範的統制を「近代法」に求め、その「継受」に余念がなく、しかし同時に、それを凌駕するほどの国家の実態をかたちづくってきた「非西欧諸国」において、おそらく問題とすべきは、どのような国家の実態に対して、どのような規範的統制をはかりながら、いかなる立憲国家を構想するかであろう。

この意味で、本稿では、不十分ながらも、次の点を確認できたであろう。第一に、「司法改革」がペルーの「大統領中心主義」の発現の「磁場」として作用しつつ、第二に、しかしペルーの憲法および刑事手続という「法＝人権価値」による「規範統制」を期待することは困難であり、むしろ「統制」の契機は、フジモリ政権を徹頭徹尾正統化してきた「国民の支持」に見出すことができるという点である。そうだとすると、ペルーにおいては、そうした無媒体の「国民の支持」をいかに「規範的なもの」にまで昇華させ、その主体と論理的道筋をどのように展望していくか、というあたりを立脚点として、問題把握を試みるべきなのであろう。

注

(一)「司法改革」に関しては多岐にわたる論点があり、文献も膨大にのぼる。ここでは、司法制度改革審議会『司法制度改革審議会意見書』一二世紀の日本を支える司法制度（平成一三年六月一二日）の他、限定的ではあるが、『法律時報』第七二巻・第八号（二〇〇〇年）の「特集 法科大学院構想と法学教育」所収の諸論文、同第七二巻・第一二号の「特集 現代日本社会と大学・司法改革の展望」所収の諸論文、『法律時報』第七四巻・第七号（二〇〇二年）「特集 動き出した刑事司法改革」所収の諸論文、民主主義科学者協会法律部会編『司法改革』の総決算『法の科学』三六特別増刊号（日本評論社、二〇〇六年）をあげておく。併せて、「構造改革」につ

いては、さしあたり、参照、渡辺治『構造改革政治の時代 小泉政権論』（花伝社、二〇〇五年）。

(二) 例えば「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（平成一六年五月二八日法律第六三号）の第一条が、同法律の趣旨を「国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することにかんがみ：（以下、略）」と規定している点は、このことを示している。併せて、司法制度改革審議会、前掲意見書、特に八頁を参照。

(三) これについては、さしあたり、『法律時報』第七七巻・第一号（二〇〇五年）「特集 国際人権法から見たグローバリゼーション」所収の諸論文を参照。

(四) 参照、樋口陽一『比較のなかの日本国憲法』（岩波書店、一九七九年）、二頁以下。

(五) 日本のラテンアメリカ法学者による指摘については、参照、中川和彦『ラテンアメリカ法の基盤』（千倉書房、二〇〇〇年）、七頁以下。その他、同中川和彦「経済統合と法の統一」安藤勝美編『地域協力機構と法アジア・ラテンアメリカ地域主義の現代的意義』（アジア経済研究所、一九九四年）、一九三～二一六頁所収、および同「ラテンアメリカ法における法の継受の若干の考察」『ラテンアメリカ・レポート』第二一巻・第一号（二〇〇四年）、三頁以下も併せて参照。

(六) こうした側面は、ペルーおよびラテンアメリカに限らず、「法の継受」を余儀なくされたところでは、多かれ少なかれ見られる現象である。ほかならぬ日本がこうした刑事法制の歴史を背負っていることに関しては、さしあたり、参照、団藤重光『刑事訴訟法（三訂版）』（勁草書房、一九五三年）、四頁以下。

(七) なお、二〇〇六年一月には、フジモリ政権下での二つの人権侵害事件に関する米州人権裁判所判決——「ミゲル・カストロ・カストロ刑務所（*Corte Interamericana de Derechos Humanos, Caso del Penal Miguel Castro vs. Perú, Sentencia de 25 de Noviembre de 2006*）」および「ラ・カントウータ（*Corte Interamericana de Derechos Humanos, Caso de La Cantuta vs. Perú, Sentencia de 26 de Noviembre de 2006*）」——が出され、ペルーの国家責任を認定された。これについては、別稿を予定している。

(八) フジモリの「自主クーデター」については、拙稿「ペルーにおける『大統領中心主義』の統治構造——大統領の再選問題を手がかりに——」（二）名古屋大学『法政論集』第一九三号（二〇〇二年）、一六八～一七三頁を参照されたい。また、裁判官および検察官の大量の罷免にはテロリストと癒着した、あるいはそれに甘い司法と検察という政治実態的背景があつたことではあるが、この点は、とりわけ、ある刑事事件担当の裁判官および検察官の罷免と、それに代わる臨時（provisional）裁判官および検察官の大規模登用が、国

民の「公正な裁判を受ける権利」の侵害という問題を残すことになった。

(九) しかし、二〇〇七年一〇月九日付の同裁判管轄区コルテス・アルバン (Luis Humberto CORTEZ ALBAN) 高等検察庁検事長による筆者宛の私信によれば、当初は二〇〇六年二月一日より新刑訴法への移行を実施するはずであったペルー北部のラ・リベルタ裁判管轄区においては、ようやく二〇〇七年四月以降移行されたばかりである。本稿執筆時点の二〇〇七年一〇月現在、首都のリマは未だ旧刑訴法の適用下にある。したがって、フジモリ政権下での「司法改革」との関わりでの刑事手続を明らかにしようとする本稿の趣旨からして、ここでは旧刑訴法の規定に基づいた刑事手続のみを取り上げることとする。

(一〇) 本稿ではこうした議論の詳細には立ち入らないが、さしあたり、参照、池田修・前田雅英『刑事訴訟法講義(第二版)』(東京大学出版会、二〇〇六年)、一一一頁以下。

(一一) これについては、Rodolfo VEGA BILLÁN, *Derecho Procesal Penal Explicado con sencillez*, 3ª edición aumentada actualizada, Gaceta Jurídica, Lima, 2005, pp.116-128. また同じ筆者は、予審制度が廃止され、検察庁による捜査段階と裁判所の指揮による審理段階の二段階から構成される新刑訴法の特徴を「弾劾主義的当事者主義 (sistema acusatorio garantista)」と捉える (op. cit., pp.128-138)。

(一二) ペルーの検察庁組織法は旧刑訴法の一部を成す。なお、以下で用いるペルー刑事訴訟法は、Manuel S. CATACORRA GONZALES, *Código de Procedimientos Penales - Concordado, anotado, humillado con índice analítico. Actualizado hasta mayo de 1998*, Gráfica Horizonte S. A., Lima, 1998 によっている。

(一三) 裁判手続の途中に存在する一過程として、予審を踏まえた上での高等裁判所裁判官の決定(最終報告書)および高等検察庁検察官による見解(論告求刑)を検討および確認する段階として位置づけられる。流れとしては、予審を担当するⅡ郡裁判所および地方検察庁から、予審に基づく高等裁判所での審理と高等検察庁の見解を経て、再び郡裁判所での確定判決となる。

(一四) こうしたラテンアメリカ諸国の概説的説明としては、参照、岸川毅「政治制度の歩み—スペイン系諸国—その連続性と変化」松下洋・乗浩子『ラテンアメリカ政治と社会』(新評論、一九九三年)、七四頁以下。

(一五) だからこそ、ペルーのみならずラテンアメリカの法学界においては、「法治国家」にならんで「三権分立」が強調され、主たる関心事となるのである。一例として、スペイン・ポルトガルをも含めた「イベロアメリカ」諸国の憲法学者で構成される「イベロアメリカ憲法学会」が一九七五年から開催している学会総会テーマを一瞥すると、そのことがわかる。第一回の一九七五年には「行政権の優位」や「憲法制度上の司法権の位置づけ」が取り上げられているし、一九八五年の第三回大会においては「権力分立原理の

現代的価値」が、一九九四年の第四回大会では「憲法と司法」が、一九九八年以降の第六回大会以後は二〇〇六年の第九回大会まで、憲法裁判を中心としたかたちでの司法の問題が扱われている。とはいえ、長らくラテンアメリカ憲法学や政治学の主には関心となってきたのは司法府と行政府の関係であり、統治形態の同題としていえば、「大統領中心主義」の実態をいかに「議会中心主義」的な方向へと転換するかであり、そこに司法権に積極的に意義を見出そうとする議論の余地はなかった。イベロアメリカ憲法学会については、拙稿「イベロアメリカ（ラテンアメリカ）における『統治可能性』と『立憲主義』をめぐる一試論——両者の媒介項としての『大統領制』とのかかわりの中で——」『愛知県立大学文学部論集五五 日本文化学科編九』（二〇〇七年）、三四～三七頁を参照されたい。

(二六) ペルーでは最高裁判所の建物を「『正義』の殿堂 (Palacio de "Justicia")」と呼ぶが、後掲注(一八)の大統領就任演説でフジモリ元大統領（在職一九九〇年～二〇〇〇年）は、その腐敗と不正義が跋扈する状況を揶揄して、「不正義 ("Injusticia") の殿堂」と呼んだ。

(二七) 試みに、ペルーの代表的な世論調査機関アポヨ・グループが二〇〇七年に行った調査結果を見ると、司法権（裁判所）の活動を肯定的に評価するとする意見は六％に過ぎず、九一％が否定的だと回答した。なお、憲法上は司法組織には含まない「憲法上の機関」ではあるが、司法権と密接に関わる三つの主要機関に関しては、次のような結果が出ている。オンブズマン庁に対しては支持が六八％、不支持が二七％、憲法裁判所については支持が五四％、不支持が三九％、裁判官および検察官の任免を行う全国司法官評議会に対しては支持が二二％、不支持が六六％であった（以上は同社のHPに掲載されている。cf: http://www.encuestadepoder.com/enc_poder/gestion.asp）。限定的調査結果とはいえ、ここには裁判機関全般への否定的見方が看取されるが、それにしても裁判所へのわずか六％の支持は、一国内の裁判への信頼感の醸成がいかに困難かが示されていると言えよう。

(二八) 一九九〇年七月二八日のペルー独立記念日におけるフジモリの大統領就任演説 (*Mensaje del Presidente constitucional del Per Ingeniero Alberto Fujimori Fujimori, ante el Congreso Nacional, el 28 de julio de 1990*。なお「二〇〇七年一月二一日現在」同演説原文はペルー国会の異端審問裁判所博物館のHPで入手可能である。cf: <http://www.congreso.gob.pe/museo/mensajes/Mensaje-1990-2.pdf>, p.9)

(二九) 「国家緊急再建政府」の名の通り、これはいわば「危機対応型政府」であった。そこには、「対応」すべき「危機」として、年率六〇〇〇～七〇〇〇％のインフレを記録する破綻寸前の経済状況と、八〇年代以降武装活動を開始したテロ集団によって年間三〇〇〇件の破壊活動が行われ、ペルーの経済破綻がテロ組織の破壊活動によって加速されているという悪循環があったからである。しか

も、こうした問題に対して、前政権が有効かつ適切な対処ができなかったがゆえに（それが「自主クーデタ」時の「国民へのメッセージ」に現れた立法権および司法権へ向けられた痛烈な批判とその後の措置へと連動している）、十年間で二十万人以上がテロ破壊活動の犠牲となり、被害総額は当時のペルーの対外債務額に匹敵するとまで言われていた。

(一一〇) *Expreso*, 6 de abril de 1992, Lima. なおこの演説原文も、前掲注（一八）のペルー国会の異端審問裁判所博物館HPで入手できる（cf: <http://www.congreso.gob.pe/museo/mensajes/Mensaje-1992-1.pdf>）。なお以下で「国民へのメッセージ」に言及する場合、*Mensaje a la Nación del 5 de abril de 1992* と略記し、後者の頁数を付すことにする。

(一一一) *Mensaje a la Nación del 5 de abril de 1992*, p.1.

(一一二) *Mensaje a la Nación del 5 de abril de 1992*, p.4.

(一一三) この時点では一九七九年憲法の「修正」となっていたが、その後の政治状況のなかで新憲法の「制定」という過程をたどった。すなわち、一九九二年一月二二日に選挙で「民主憲法制定議会（Congreso Constituyente Democrático）」が設置され、同制憲議会による「新憲法草案」が翌年の一月三十一日の国民投票で承認され、二月二十九日公布、三十一日に発効した。

(一一四) *Mensaje a la Nación del 5 de abril de 1992*, p.4.

(一一五) 「政令」とは、行政府によって発される法律と同等の効力を持つ命令である。国会を解散したフジモリのクーデタ後の統治は、それゆえに「国家緊急再建政府」の政令による統治となる。

(一一六) しかしながら一三名のうち二名の裁判官については、政令第二五四二二号によって罷免が取り消された

(一一七) 一九七九年憲法第二四四条は、最高裁判官の資格要件として、(a) ペルー生まれのペルー人、(b) 市民権を有する者、(c) 五

〇歳以上、(d) 一〇年以上リマ高裁判官を努めた者、或いは二〇年以上弁護士職又は大学で法学を教授した者、と規定している

(一一八) フジモリ政権下の「司法改革」については、とりわけ以下の二つの文献が重要である。ペルー人研究者の立場で書かれたものと

し、*Marcial RUBIO CORREA, Quitate la venda, para mirarte mejor*, DESCO, Lima, 1998. また外国人の眼から書かれたものとしては、*Linn A. HAMMERGREEN, The Politics of Justice and Justice Reform in Latin America*, Westview Press, 1998, A special attention should be paid to its part two "The Peruvian Case".

(一一九) 憲法上規定されている自由権が侵害された場合の差し止め訴訟に似た、一種の暫定的訴訟形態で、ラテンアメリカ諸国の独自の訴訟制度である。

(三〇) この問題については、一九九六年九月九日から一五日まで、国連経済社会理事会の人権委員会がペルーへ派遣した調査団特別担当官によって作成された、ペルーの裁判官および弁護士との独立性に関する一九九八年二月一九日付報告書が公表されている。Cf. Distr. GENERAL, E/CN.4/1998/39/ADD.1. 19 de febrero de 1998.

(三一) 最高裁の憲法社会法廷 (Sala Constitucional y Social) の下級審のこと。

(三二) この問題については、参照、大野泉『世界銀行開発援助戦略の変革』(NIT出版、二〇〇〇年)、一四二頁以下。

(三三) こうした憲法による統治構造を、ペルーの大統領再選問題を素材に「大統領中心主義 (Presidencialismo)」と捉え、その歴史・政治・社会的意味を考察したものとして、拙稿「ペルーにおける『大統領中心主義』の統治構造——大統領の再選問題を手がかりに——

(一) ～ (三)」名古屋大学『法政論集』第一九三号～一九五号(二〇〇二年～二〇〇三年)、一四七～一八七頁、二三七～二七七頁、二三三～二六二頁を参照されたい。

(三四) この点に関しては、参照、Marcial RUBIO CORREA, op. cit. (supra nota 28)。

(三五) Rodolfo VEGA BILLÁN, op. cit. (supra nota 11), p.123 は糾問主義的制度を、あらゆる原則も公正、正義、透明性などの権利や保障も通用しない (no valen) と指摘するが、これは予審制度の非公開性や非対審構造といった性格によるものである。

(三六) 多かれ少なかれ、国家権力担当者は権力行使のための「民主的正統性」を必要とするが、その効用が最大限に発揮される余地をつくり出すのがペルーにおける「大統領中心主義」の「憲法構造」だといえる。高い支持率によって維持されてきたフジモリ政権が二〇〇〇年に失脚した際の最大の要因は、続出する不祥事に対して「国民の支持」が失われていったことは、この点を裏書きするものであった。